

全国民闘連ニュース

第66号

1992年

5月1日

年間購読料 3千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F8号 Tel 06-972-1608
〒210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997



4月27日「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」集会

特集 在日外国人への障害年金差別をなくすために PART 2

目次

在日外国人無年金者救済のため新たに3市1区が制度発足(事務局)	P 2
4/27 厚生省交渉報告(慎英弘)	P 4
年金問題にとりくむ各地の団体と連絡先	P 7
自治体における外国人障害者の無年金救済措置	P 8
在日韓国・朝鮮人の戦後補償を求めるキャンペーン	p 10

在日外国人無年金者救済のため

新たに3市1区が制度発足

事務局

—— 法改正をかりとるために ——

1982年の改正によって、在日外国人に国民年金加入の道がひらかれたが、経過措置がとられなかったために、高齢者、障害者、母子家庭など、本来年金の対象となるべき人々が切り捨てられた。とりわけ無年金障害者の救済を求める運動が、全国各地で取り組まれている。(制度上の問題点について詳しくは全国民関連ニュース第54号を参照)

運動の柱は2本で、①「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」(以下「全国連絡会」、代表・李幸宏)を中心にした厚生省に法改正を求める ②各地で在日外国人無年金障害者を中心に

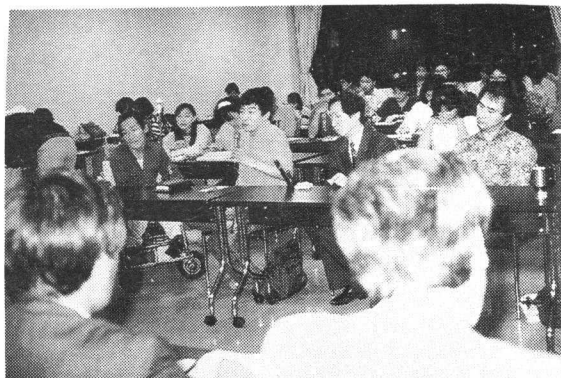
法改正が実現するまでの暫定的措置として、地方自治体に代替制度を要求する取り組みである。

①については、1991年9月24日と1992年4月27日に、全国連絡会が厚生省との交渉を行った。(詳しくはP4～6に報告)

②について、昨年度の運動によって、大阪市、八尾市、池田市(以上大阪府)東京都葛飾区で、この4月から代替制度を発足させた。すでに制度を実施している高槻市、高知市、神戸市を加えると6市1区が独自の救済に動き出したことになる。

—— 各地のとりくみ ——

大阪市においては、昨年5月慎英弘さんら4名の在日外国人障害者が要望書を提出、それをきっかけに6月には「在日外国人の障害年金差別をなくす会」が結成された。(以下「なくす会」)「なくす会」は大阪市との交渉や学習会をかさね、署名34,841名分を提出し、大阪市に対して制度措置を求めた結果、4月より「外国人心身障害者給付金」が支給されることになった。(各自治体の制度についての



1991年10月1日
大阪市民生局との話し合い

詳細はP 8～9 慎英弘氏作成の一覧を参照されたい)

また、来年度の予算化に向けて、滋賀県、愛知県、岡山県、大阪府東大阪市などでも交渉が行われている。8月2日には、愛知県において「在日外国人の年金差別をなくす会」が結成される。

さらに制度の充実を

今年度4つの自治体が制度発足にふみきたことは、厚生省に法改正をつめよる上で大きな力となる。現に4月27日の厚生省交渉において、年金課長は大阪などに問い合わせ推定した結果、全国で無年金の外国人障害者は約数千人になると答え、自治体の独自の動きには関心をよせている旨の発言をしている。

このように自治体を動かしたのは、民族差別と障害者差別という二重の差別への怒りを、在日外国人障害者やその家族が先頭に立って行政にぶつけてきた結果である。

一方で、制度は自治体によってバラバラであり課題も数多く残している。

本来の障害基礎年金に比べると金額も低く、対象者も狭められている。(障害

基礎年金の場合1992年度は、1級月額75,550円、2級月額60,442円。身体障害者手帳1, 2, 3級、療育手帳A, B1がほぼ年金の対象となる。) また、生活保護受給者が除外されている。さらには、支給対象者への周知徹底の方法などすでに制度化された自治体に対してもねばり強い働きかけが必要である。(大阪市においては6月末日現在給付決定した人は全体の3分の1に満たない状況である。)

在日外国人障害者の輪を広げよう

大阪では4月4日に「生活保障を求める在日韓国・朝鮮人障害者と家族の会」を結成した。日常的な交流の場をつくることによって、年金のみならず、生活上のさまざまな悩みを相談できるつながりをつくっていくことが目的である。当面は9月13日(日)(予定)に野遊会を準備中である。在日韓国・朝鮮人障害者とその家族の人々はもちろん、ボランティアとしてたくさんの人に参加してほしい。

4 / 27 厚生省交渉報告

在日外国人の障害年金差別をなくす会
代表 慎 英 弘

去る4月27日、全国連絡会は2回目の厚生省交渉を行った。福岡・神戸・大阪・名古屋・岡山および東京など各地から障害者や支援者40名余が集まった。交渉の会場が狭かったため、一部の者は会場内に入ることができなかった。

交渉の内容を①実態調査②保険方式③制度拡大の3点にしばって報告する。



①実態調査

何か制度を実施するには、当然のこと実態把握が必要である。したがって全国連絡会では以前から外国人の無年金障害者の実態調査を要求してきた。これに対して厚生省は、「無年金障害者の数はおよそ数千人である」と回答するだけであった。調査の方法や根拠についても全く明らかにされず、ただ「数千人」を繰り返すだけであった。全国連絡会としては各自治体に無年金障害者に実態調査をする旨の通達をだしてはどうかとつめよったが、厚生省は厚生省としての調査方法でやるので…と逃げるばかりであった。

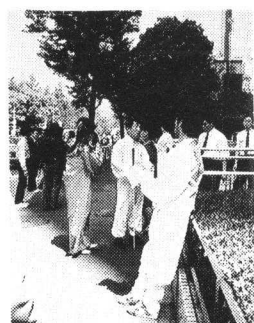
②保険方式

1982年の国民年金法からの国籍要件撤廃時に経過措置をとらなかった理由

として、厚生省は主として二つあげている。その一つが、国民年金制度は保険方式をとっているということである。保険方式とは、国民年金に加入した者に年金を支給するということである。換言すれ



ば、まず保険料の拠出があって、その後に年金の給付があるということである。したがって、1982年までは外国人は保険料を収めていなかったのであるから障害基礎年金は給付できないというのである。全国連絡会では、厚生省の言う保険方式には二つのインチキがあることを指摘した。一つは無拠出制の障害基礎年金は保険方式にはなっていないということである。すなわち、20才前の傷病による障害に対しては、保険料を納めなくても障害基礎年金が支給されるからである。他の一つは、1982年までは外国



厚生省での
じらまき

人は保険料を納めていなかったと言うが、納めたくても国籍要件のために納めさせて貰えなかったということである。すなわち、外国人の無年金障害者の場合は明らかに制度的無年金なのである。それゆえ、当然のこと無拠出制の障害基礎年金を支給すべきであると強く主張してきたが、厚生省側は「現行制度の枠内では不可能」と答えるだけであった。さらに一言すれば、無拠出制の障害基礎年金の財源の61%は税金でまかなわれている。在日外国人からも税金はきっちり取るのに、社会保障は駄目だというのは納得がいかないと強く抗議したが、厚生省のかたくなな姿勢を変えることはできなかった。

③制度拡大

経過措置をとらなかった理由の二つ目は、1982年は制度拡大だったからというのである。すなわち、制度発足には経過措置はとるが、制度拡大の時には経過措置はとらないことになってると言うのである。そこで全国連絡会では、小笠原の例を挙げて追求した。小笠原は1968年に日本復帰した。その時には経過措置をとって無年金者が出ないようにし

たのである。制度拡大の時には経過措置をとらないと言うのであれば、何故小笠原に経過措置をとったのかと追及した。厚生省の言い分はこうである。小笠原が信託統治されていなかったならば日本の施政権があった。したがって、復帰した時に1961年(保険料の徴収を開始した時)に時間を遡らせて適用したのである、と。換言すれば、厚生省は小笠原に統治権があったら、という前提で制度拡大の時にもかかわらず「経過措置」といえる措置をとったのである。それならば我々在日外国人にも日本は権力行使=統治権を行使しているのであるから、1982年時に、小笠原にとったのと同様、1961年に遡らせて適用してはどうかと要求したが、全く姿勢を変えなかった。



私は厚生省交渉に二度参加したが、前回の1991年9月24日と比べるとずいぶん感触が違ってくるように思えた。まず前回の場合は、矛盾した回答をしているにもかかわらず平然としているように思われたが、今回の場合は、明らかに苦悩しながら回答していたからである。つまり回答の内容はほとんど変わってはいないが、その姿勢に若干の変化が見られるの

ではないかと感じたのである。

また、実態把握は極めて不十分ではあったが、「数千人」と推定させたことは今後に期待をつなげると感じた。すなわち、実態を調べるということは、何らかの動きをとる前兆ではないかと思われるのである。(希望的観測かな?)

厚生省側は盛んに「現行制度の枠内では不可能」を連発していたが、裏返せば現行制度とは別の制度であれば可能というわけではないだろうか。そうであると

するならば、今後の厚生省交渉の焦点は「どのような制度であれば実現可能なのか」をつめる必要があると考える。

私は、法的にも制度的にも現行制度の枠内で十分に制度適用が可能であると考えている。しかし、厚生省は1982年に自らがした外国人排除政策を、今になって変えるのは自己批判に等しいので、あえて現行制度の枠内では不可能と言い続けているとしか考えられない。



パンフレット
1冊300円

〈年金問題にとりくむ各地の団体と連絡先〉

1992年8月1日現在

●年金制度の国籍条項を完全撤廃させる

全国連絡会 代表 李幸宏

・東京都葛飾区堀切7-5-4 KMハイ
ツ101

TEL 03-3838-6944

(金政玉)

TEL 06-972-1608

FAX 06-973-5666

・大阪市城東区中浜2-10-13 緑橋
グリーンハイツ(全障連関西ブロック)

TEL 06-969-2580

FAX 06-969-2544

●東京・民族差別を許さない葛飾の会

代表 斎藤宏

・東京都葛飾区堀切7-5-4 KMハイ
ツ101

TEL 03-3838-6944

(金政玉)

●兵庫・障害年金の国籍条項を撤廃させ

る会 代表 竹中漢邦

・西宮市上之町34-10 阪神障害者解
放センター内

TEL 0798-64-5282

●愛知・在日外国人の年金差別をなくす
会

・愛知県知多郡東浦町大字緒川字東米田
22 光の里 のぞみの家内

TEL 0562-83-9938

(鄭秀永)

●岡山・具安順さんを支え在日外国人の
障害年金差別をなくす岡山連絡会

・岡山市津島福居2-12-13-2

TEL 0862-53-9040

(石田米子)

●滋賀・全敬子

・滋賀県野洲郡野洲町南桜1300-
118

TEL 0775-86-0658

●福岡・在日韓国・朝鮮人の年金差別に
抗議する会 代表 李幸宏

・福岡県粕屋郡新宮町上府1592 福
岡コロニー内

TEL・FAX 092-963-2684

(李幸宏)

●大阪・在日外国人の障害年金差別をな
くす会 代表 慎英弘

・大阪市東成区東小橋3-20-11
近畿ビル3F8号(大阪民闘連)

自治体における外国人障害者の無年金救済措置(1992年8月1日現在)

	高槻市(大阪府)	高知市	神戸市
名称	高槻市在日外国人障害福祉金	高知市身体障害者福祉年金	神戸市重度心身障害者特別給付金
実施年月	1984年4月	1986年4月	1991年4月
支給月額	12,500円	36,000円	15,000円
該当件数	4	——	56
対象者の障害程度	身体障害者手帳1, 2級 療育手帳A	身体障害者手帳1級	身体障害者手帳1, 2級 療育手帳A
支給対象者	1982年1月1日時点で20才を越え、かつ障害をもった者。	1911年4月2日以降に生まれた20才以上の者で、かつ障害をもった者。	1982年1月1日時点で20才を越え、かつ障害をもった者。
備考	公的年金受給者・生活保護受給者は除外。1982年1月1日時点で高槻市に外国人登録している者に限られる。所得制限は障害基礎年金に準ずる。	公的年金受給者・生活保護受給者は除外。1911年4月1日以前に生まれた者は除外。市民税非課税の者に限られている。	公的年金受給者・生活保護受給者は除外。所得制限は障害基礎年金に準ずる。一部の日本人無年金者も対象。「帰化」した者も適用。

注1) 該当件数のうち高槻市、高知市、神戸市のものは1991年度に支給した件数であり、葛飾区、大阪市、八尾市、池田市のものは、制度実施時点における対象者の人数

慎英弘氏作成

葛飾区(東京都)	大阪市	八尾市(大阪府)	池田市(大阪府)
葛飾区重度心身障害者特別給付金	大阪市外国人心身障害者給付金	八尾市重度心身障害者特別給付金	池田市在日外国人障害福祉金
1992年4月	1992年4月	1992年4月	1992年4月
30,000円	36,000円	20,000円	20,000円
10	314	20	1
身体障害者手帳1, 2級 愛の手帳1, 2度	身体障害者手帳1, 2級 療育手帳A	身体障害者手帳1, 2級 療育手帳A	身体障害者手帳1, 2級 療育手帳A
1982年1月1日時点で20才を越え、かつ障害をもった者。	1982年1月1日時点で20才を越え、かつ障害をもった者。	1982年1月1日時点で20才を越え、かつ障害をもった者。または1982年1月1日時点で60才を越え、かつそれ以後に障害をもった者。	1982年1月1日時点で20才を越え、かつ障害をもった者。
公的年金受給者・生活保護受給者は除外。区内に引き続き2年以上居住している者に限る。所得制限は障害基礎年金に準ずる。	公的年金受給者・生活保護受給者は除外。所得制限は特にない。「帰化」した者も適用。	公的年金受給者・生活保護受給者は除外。所得制限は障害基礎年金に準ずる。一部の日本人無年金者も対象。「帰化」した者も適用。	公的年金受給者・生活保護受給者は除外。福祉施設入所者は除外。所得制限は障害基礎年金に準ずる。1982年1月1日時点で池田市に外国人登録している者に限られる。

である。注2)「愛の手帳」とは東京都独自の制度であり、1・2度は療育手帳のAに相当する。注3)葛飾区のと綱はまた作成されておらず、新聞報道による。

在日韓国・朝鮮人の戦後補償を求める

全国キャンペーン

大阪7月19日⇒東京8月9日



22日

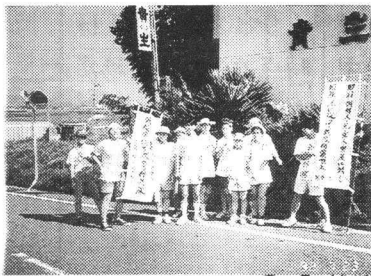
7月19日、扇町公園から大阪駅前までデモ行進したあと、徒步行進隊は東京に向け出発しました。

京都、滋賀、三重の各地で受け入れをしていただき、26日に予定通り名古屋に着き、大阪からの参加者は関東のメンバーにバトンタ

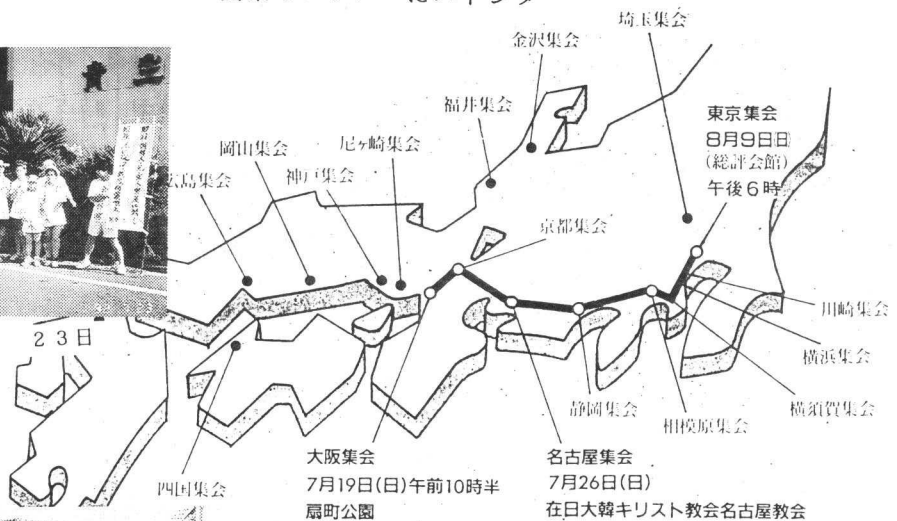
ッチしました。

在日3世を中心に、小学生、中学生、高校生、青年が炎天下を歩き、在日韓国・朝鮮人の戦後補償を道ゆく人に訴えています。

8月9日には、是非東京に集まって下さい。



23日



24日



25日



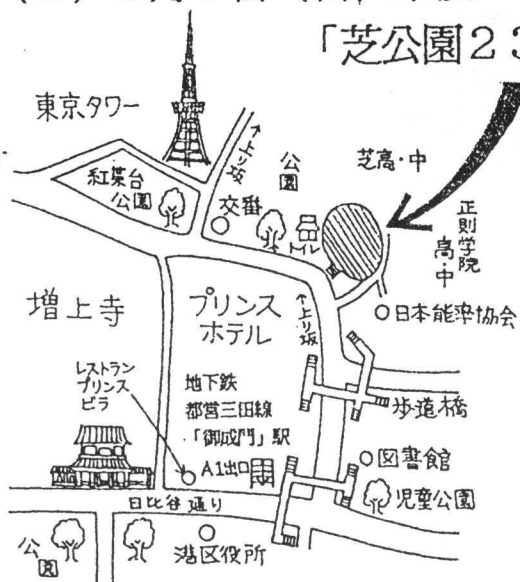
26日

8.9 東京集会に参加しよう！

〈1〉 8月9日 (日) 午後2:00

「芝公園23号地」

に集合



〈2〉芝公園→東京駅
デモ行進

3:00 芝公園出發

↓ (予定)

5:00東京駅解散
(予定)

〈3〉午後6:00

「総評会館」で全国集会



関西から参加される方は大阪からバスがでます。

●集合時間と場所

8月8日午後10時

大阪中央郵便局前

● 参加費

1 万 円

● 申込方法

大阪民闘連 朴洋幸まで

TEL 06-972-1608

FAX 06-973-5666

高槻むくげの会20周年記念公演

사 물 놀이

サムルノリ

스치엔
"Jin Soe,"

Samul Nori

民族だから
おもしろい

四物遊撃



金 福萬

Kim Bok-man

小金(ケンガリ)



金 璟洙

Kim Kyeong-soo

枝鼓(チャンゴ)



古 基鉦

Goo Ki-yoon

鼓(ブク)



李 倫求

Lee Yun-gu

大金(チン)

会場案内図



1992年 10月2日(金)・3日(土)

午後6時開場 午後6時半開演

高槻市立文化会館中ホール

TEL. 0726-61-5003

当日: 5,000円(前売4,000円)

グループ券 2人/7,500円 3人/11,000円 10人/35,000円

障害者(児)介護共 4,000円(前売のみ)

むくげ後援会員割引あり

7月15日より前売開始
全席指定

主催: 高槻むくげの会
(高槻市城内町1-35)
共催: 高槻市同胞親睦会
後援: 高槻市
高槻市教育委員会

チケットのお求め
お問い合わせ

高槻むくげの会(高槻市城内町1-35)
0726-71-1239 サムルノリ係

企画制作/横ヴォイスン
舞台監督/前原和比古 東京和舞台
照明/大藤安生 座リユウ